

## 西宮市高齢者自立生活支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 西宮市に在住している在宅の高齢者世帯を対象に、応急仮設住宅等から住み替え後の災害復興公営住宅において、生きがい交流事業や近隣住民との連携等を通じて、良好なコミュニティを形成し、入居高齢者が生きがいを持って安心して自立生活を営めるように支援することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 災害復興公営住宅における高齢者自立生活支援事業（以下、「事業」という。）の実施主体は、西宮市とする。

### (運営)

第3条 この事業の運営については、別表1に掲げる社会福祉法人に委託する。

### (災害復興公営住宅)

第4条 この要綱にいう「災害復興公営住宅」とは阪神・淡路大震災の被災者に提供することを目的として建設された県営又は市営の住宅とし、次の住宅とする。

- (1) 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）
- (2) 上記以外に、弱者優先入居等により、高齢者世帯の占める割合が極めて高いなどの理由で、この事業を実施することが望ましいと認められる住宅

### (実施方法)

第5条 この事業は、生活援助員を災害復興公営住宅に派遣し、住宅内集会所等に設置する相談室を拠点として業務を行なうものとする。

- 2 市は、生活援助員に対し、必要な情報の提供を行い、事業の円滑な運営に努めるものとする。
- 3 第1項にいう「相談室」は、高齢者世話付住宅の場合、生活援助員の執務室と共用するものとする。

### (事業内容)

第6条 生活援助員は、次に掲げる活動を必要に応じて行なうものとする。

- (1) 各種生きがい交流事業の企画、実施
- (2) 老人クラブ、ボランティア、地域住民等との連携による支援体制づくり
- (3) 自治意識の向上など近隣関係づくりに関する助言、援助
- (4) 生活、身上、介護に関する相談、助言
- (5) その他入居者の自立生活に資する援助

(報告)

第7条 運営委託を受けた社会福祉法人は、定期的に事業の実施状況を市へ報告するとともに必要な指示を仰ぐものとする。

(その他)

第8条 この事業を円滑かつ効率的に実施するため、高齢者世話付住宅にあつては、生活援助員と一体的に運営に努めるものとする。

2 生活援援助員等は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

別 表 1

災害公営復興住宅	委託先
樋ノ口町災害復興公営住宅（市営・県営）	社会福祉法人 聖徳園